

2015年7月28日

ウィルマーヘイル法律事務所

米国ニューヨーク州弁護士 高田奈生

## 米国訴訟：デポジションは怖くない？

皆さんはデポジション(証言録取)、という言葉をお聞きになったことがあるでしょうか？米国訴訟におけるデポジションとは、証人が、裁判所以外の場所で、記録を取られながら、宣誓のもと、後日使用されるための証言をするという手続きです。通常、証人は、訴訟で対峙する相手方の弁護士から、様々な質問を、一日もしくはそれ以上の時間にわたって受けることとなります。デポジションは、ディスカバリー(証拠開示)と呼ばれる、訴訟の当事者により裁判所で使われる為に情報を集める手続きの中で行われます<sup>[1]</sup>。しかしながら、日本ではまだデポジションに関する情報が少ないようです。そのためデポジションの概要を聞いただけで、拒絶反応を起こされる方もいらっしゃるようです。

そこで今回は簡単ではありますが、デポジションの①目的、②形式、③準備について書かせて頂きたいと思えます。デポジションは主として事実デポジション(ある特定のケースについて知識を持っている人へのデポジション)と専門家デポジション(ある特定のケースに限らない専門的知識を特定の分野で持っている専門家へのデポジション)に分かれますが、今回は、米国訴訟の当事者となった日本企業がしばしば直面する事実デポジションについて書かせて頂きます<sup>[2][3]</sup>。

### 1：目的

ディスカバリーでは、事実ディスカバリーと呼ばれる期間があり、その中で争点となっている事柄につき、文書や書面での陳述を集めることで事実を“ディスカバー=発見”していきます。事実デポジションは、ディスカバリーの手続きにおいて、主として文書等を当事者間で交換した後に、証人から事実を“発見する”為に行われます。

<sup>1</sup> アメリカのディスカバリーは何ヶ月にも及ぶことがあります。

<sup>2</sup> 連邦裁判所の関連する多くの民事のケースでは、デポジションは Federal Rules of Civil Procedure (FRCP) Rule 30 によって時間や場所など規定されています。ただし、これは訴訟の係属する管轄裁判所のある地域のローカルルールにより手続きが規定されることもありますし、相手方との交渉などで変わってきます。

<sup>3</sup> 事実デポジションには、争点となっている事象に具体的にかかわった人(日本企業が当事者となる特許裁判であれば、同社の開発部門の従業員である発明者やマーケティング責任者など)を名指しで指名するものと、会社にあるトピックについて最も知識のある人を出せ、と要求するものの2通りがあります。前者は FRCP Rule 30(b)(1)で規定され、後者は FRCP Rule 30(b)(6)で規定されます。後者は特に、会社証人、30(b)(6)証人とも呼ばれます。今回は前者の 30(b)(1)の証人に焦点を当てさせて頂きます。

デポジションには主たる目的が3つあります。まず一つ目は、事実を発見することです。二つ目は裁判において反対尋問をするための情報を集めることです。そして三つ目は重要な点につき、自白（admission）を引き出すことです。

## 2：形式

### （1）通知

デポジションを取りたいと願う当事者の側から、証人の候補者に対し書面でまず通知が出されます。場所や時間などの詳細はその通知に記載されていますが、交渉することも可能です<sup>[4]</sup>。場所は一般的にはアメリカで行われます。デポジションは日本で行われることもあります。その際にはアメリカの領事館で行われます。デポジションの長さは原則として7時間です<sup>[5]</sup>。ただし、通訳が入ることでそれより長くなることもあります。

### （2）デポジションの進行

当日の参加者は証人、自分の側の弁護士<sup>[6]</sup>、相手方の弁護士、通訳（通常、自分の側の通訳と相手方の通訳が2人です）、法廷レポーターなどです。証言内容はレポーターが速記しますが、ビデオを撮ることもあります。レポーターのタイプする記録は、通常弁護士はモニターで見ることができます。裁判官は参加しないことにご注目ください。

では実際の進行につき、ご説明いたします。

①まずレポーターが証人に、証人が自分の知っている限りの真実を語るという宣誓をさせます<sup>[7]</sup>。

②その後は相手方の弁護士が自己紹介をした後、質問が開始されます。多くのケースでは相手方の弁護士は、まず証人のバックグラウンド、例えば、あなたはどの大学を卒業しましたか、といった質問をします。

③質問の形式や内容に問題がある場合は自分の側の弁護士が質問に異議をとることができる<sup>[8]</sup>。

異議があっても、証人は通常答えられる範囲で答えなければなりません。ただし、回答する内容が弁護士秘匿特権（弁護士とそのクライアントの会話の内容を守るという特権）にかかわる場合は、証人の側の弁護士が答えない、又は弁護士秘匿特権の対象を答えないように指示することがあります。

---

<sup>4</sup> 会社証人の場合は具体的なトピックが示されます。

<sup>5</sup> Federal Rules of Civil Procedure Rule 30(d)では特に他に合意や命令がない場合は一人7時間としています。この7時間は休憩時間などを含みません。

<sup>6</sup> 会社が直面する訴訟のデポジションをする場合は、証人の所属する会社の弁護士を指します。

<sup>7</sup> Federal Rules of Civil Procedure Rule 30(b)(5)(A)にて規定されています。

<sup>8</sup> 異議は質問の形式や内容に問題がある場合、それを記録にとどめる為に自分の側の弁護士が行います。

④通訳（通常相手方の通訳）が質問と異議を日本語に訳します。ここで別の側の通訳が訳に誤りがある場合は訂正を求めます。これは通訳が間違えることによる問題を避けるためです。

⑤証人が答えた後に、通訳がそれを訳します（訳は上述の通りチェックされます）。

そして、また相手方弁護士が質問をして、という繰り返しが行われます。

多くの場合一時間から一時間半くらいで小休憩をはさみ、お昼も休憩を取ります。休憩はいつでも自分から求めることが可能ですが、質問に答えていない段階では、質問への回答を終えてから休憩が取られます。相手方の弁護士の質問が終わった後、自分の側の弁護士の方から、証言を明確にする目的で質問がされることがあります（再尋問といわれます）<sup>9</sup>。しかし、自分の側の弁護士の方から質問をしないこともしばしばです。再尋問の後には、相手方にさらに質問をする権利が時間の許す範囲内で与えられます。

デポジションは、“ぎこちない”会話です。しかし、そもそもそういう不自然なやりとりなのだ、と考えると少し気分が楽になるのではないのでしょうか。

### （3）証人の義務

証人は、デポジションの日における証人の個人的な知識をもとに正直に答えなければなりません。証人は推測、推量する義務はありません。証人が答えを知らない場合、知らないと答えることは適切なことです。デポジションはどれだけ細かく証人が記憶しているかを競う記憶力コンテストではありません。また、質問をされる際に、相手方弁護士がある特定の文章を提示してそれを読むように求めることもあります。もし読んで理解するのに時間がかかるようでしたら、時間をしっかりとることは適切なことです。証人は聞かれたことに答える義務がありますが、聞かれた範囲を超えて答える義務はありません。多くの場合、相手方弁護士は特定の“計画”を持ってデポジションに望み、時として優しく、時として脅しをかけるような態度を取り、“好ましい返答”を得ようとしてきます。時々彼らは“計画”に添った答えを得ようと同じ質問を繰り返すことがあります。繰り返しになりますが、証人の義務は正直に聞かれたことに答えることです。

## 3：準備

形式を理解したうえで、準備をすることで証人はさらに落ち着いて臨めるようになります。

### （1）直前準備

---

<sup>9</sup> Redirect、再尋問と呼ばれます。自分の側の弁護士が質問をしてくるのですが、質問内容につき事前に話し合いをすることはできません。

メインの準備はデポジションの前に自分の側の弁護士と行う直前準備になります。準備の期間は2～3日となることが多いですが、時差ボケを考慮して、早めに現地に入ることをお勧めいたします。実際にデポジションをする場所での準備をすることで、当日の緊張も軽減されます。準備では、デポジションの形式や、相手方の弁護士等に関する情報（質問傾向、性格など）が説明されます。また、訴訟の内容や争点、相手方の狙いなども説明されます。

しばしば、準備の段階で、証人の側の弁護士と証人と一緒に相手方から聞かれうる質問をおさらいすることもあります。これは、証人が真実を答え、質問に正直に回答することの助けになります。また、練習は、証人がデポジションの感覚をつかみ、あまり緊張せずにデポジションに臨むことにも役立ちます。

## （2）質問に答える

上述したとおり、最も大切なことは、証人の個人的知識から、聞かれた質問に正直に答えることです。正直に答える為に必要であれば、答えに時間を取ることもできますし、質問されたことを理解し、聞かれていないことを答えない為に相手方の弁護士に質問することもできます。もし相手方の弁護士の質問が曖昧であった場合や質問が幾通りかに解釈できる場合は、相手方の弁護士にどのような意味なのかを確認することもできます。

証言中に失言したもしくは過った陳述をした、と証人が考えた場合には、デポジションの途中又は記録を見ながら後日に訂正することができます。

デポジションの形式を知り、準備をした暁には、デポジションというものはぎこちなく、不自然なやりとりなのだと気を楽に持ち、証人は安心してデポジションに臨めるのではないかと思います。

## 著者略歴

2002年3月	東京大学法学部卒業
2002年9月	Amherst College 学士入学
2004年5月	Amherst College 生物学部卒業
2004年9月	独立行政法人放射線医学総合研究所にて研究
2005年9月	Columbia University 発生遺伝学部博士課程入学（糖尿病の研究）
2010年10月	Columbia University 発生遺伝学部博士取得
	Columbia University ポストドクトラル研究員として iPS 細胞を研究
2011年9月	New York University School of Law LLM 入学
2012年5月	New York University School of Law LLM 卒業
2012年9月	Paul Hastings LLP (Associate in Litigation Department) 日本企業を含む製薬会社、バイオテック会社の特許侵害訴訟、訴訟前調査、特許ポートフォリオ分析
2012年11月	米国ニューヨーク州司法試験合格
2014年10月	米国弁理士資格取得
2015年2月	Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP (Associate in IP Department) 製薬、バイオテック関連の特許申請、特許侵害訴訟、当事者レビュー (Inter Partes Review) 訴訟前調査、特許ポートフォリオ分析

## 問い合わせ先

Wilmer Cutler Pickering Hale and Dorr LLP

URL: <http://www.wilmerhale.com/>

7 World Trade Center

250 Greenwich Street

New York, NY 10007 USA

+1 212 937 7488 (t)

+1 212 230 8888 (f)

nao.takada@wilmerhale.com

掲載日：2015年8月13日

※ 問い合わせ先が以下に変更になりました。

問い合わせ先

Gibson Dunn & Crutcher LLP

URL: <http://www.gibsondunn.com/>

200 Park Avenue

New York, NY 10166 USA

+1 212 351 4067 (t)

+1 212 351 6367 (f)

[ntakada@gibsondunn.com](mailto:ntakada@gibsondunn.com)

更新日：2015年11月2日